

議案第6号

大網白里市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年9月2日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

大網白里市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「341,000円」を「380,000円」に改め、同項第2号中「306,000円」を「320,000円」に改め、同項第3号中「293,000円」を「300,000円」に改める。

第4条の2第1項中「、第109条、第109条の2及び第110条」を「及び第109条」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第4条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。